

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 12 日

直方市長 大塚進弘

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,200	高級船員	3,020
普通作業員	1,950	普通船員	2,290
軽作業員	1,370	潜水士	3,930
造園工	1,940	潜水連絡員	2,490
法面工	2,480	潜水送気員	2,500
とび工	2,380	軌道工	2,980
石工	2,480	型わく工	2,320
ブロック工	2,470	大工	2,450
電工	2,100	左官	2,340
鉄筋工	2,310	配管工	2,030
鉄骨工	2,150	はつり工	2,110
塗装工	2,380	防水工	2,300
溶接工	2,500	板金工	2,210
運転手（特殊）	2,130	タイル工	2,530
運転手（一般）	1,880	サッシ工	2,760
潜かん工	3,400	内装工	2,330
潜かん世話役	4,030	ガラス工	2,320
さく岩工	3,100	建具工	1,750
トンネル特殊工	3,800	ダクト工	1,980
トンネル作業員	2,660	保温工	2,230
トンネル世話役	3,730	建築ブロック工	2,310
橋りょう特殊工	2,780	設備機械工	2,300
橋りょう塗装工	3,050	交通誘導警備員 A	1,390
橋りょう世話役	3,430	交通誘導警備員 B	1,220
土木一般世話役	2,390	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	897
---------	-----